

起業支援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美瑛町において新たに起業する者等を支援し、起業の促進による美瑛町内（以下「町内」という。）の商工業の振興と活性化及び雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業計画 新たに起業するために自らが作成した計画で、補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書・経費明細書（様式第2号）に記載の内容をいう。
- (2) 創業者 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 事業を営んでいない個人であって、新たに事業を開始し個人事業主となる者又は法人を設立する者
 - イ すでに個人事業主として事業を営んでおり、当該事業を継続しつつ新たな店舗で事業を開始しようとする者
 - ウ 町内の法人であって、既に事業を営んでおり、当該事業を継続しつつ新たな店舗で事業を開始しようとする者
 - エ 美瑛町外（以下「町外」という。）の法人であって、新たに町内に支店等を置き事業を開始しようとする者
- (3) 業種 第4条第1項第2号に規定する業種をいう。
- (4) 補助事業期間 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が美瑛町商工会会長（以下「会長」という。）に対し補助金交付申請書を提出した日から実績報告書（様式第6号）を提出する日までをいう。

(補助金の交付)

第3条 会長は、事業計画に基づいて新たに起業する者に対し、起業に必要な経費の一部について補助金を交付することができる。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 次のいずれかに該当する創業者であること。
 - ア 個人事業主 補助事業期間が終了するまでに町内に主たる事業所を置き、個人事業の開業の届出（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をいう。）を行うとともに、町内に居住し、

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記載されている者

イ 法人 補助事業期間が終了するまでに町内を本店所在地とした法人の設立の届出（法人税法（昭和40年法律第34号）第148条第1項の規定による届出をいう。）を行う法人。ただし、当該補助事業の申請前に既に町外に本店を有している法人の場合は、補助事業期間が終了するまでに美瑛町が指定する法人設立・設置届出書を美瑛町長に提出する法人

ウ NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、補助事業期間が終了するまでに主たる事務所を町内に置く法人

エ 商業団体 次のいずれかに該当する町内の団体のうち、設立後1年以上活動を継続し、相当の事業実績を有する団体

（ア） 7人以上で構成される法人格を有しない団体であって、その構成員の3分の2以上が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であるもの

（イ） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又は同条第1号の2に規定する事業協同小組合

（ウ） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合

（エ） 前（ア）から（ウ）までの規定に準ずる団体として会長が認める団体

（2） 総務省統計局の日本標準産業分類にある業種のうち、次のいずれかに該当する業種（ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所は除く）で起業する者であること。

ア 建設業 ただし、事務以外の作業を行う場所の面積が店舗の半分以上を占めること。

イ 製造業 ただし、事務以外の作業を行う場所の面積が店舗の半分以上を占めること。

ウ 卸売業、小売業 ただし、来客に対する店頭での販売があること。（無店舗小売業は除く。）

エ 宿泊業、飲食サービス業 「宿泊業」においては、旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を得る事業であること。（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）による民泊は除く。）また、「飲食店」及び

「持ち帰り・配達飲食サービス業」においては、いわゆる屋台又はキッチンカーによる事業は含まない。

オ 生活関連サービス業、娯楽業 ただし、「洗濯・理容・美容・浴場業」に限る。

カ サービス業 ただし、「自動車整備業」、「機械等修理業」に限る。

(3) 継続性と将来的な成長性が期待できる事業計画を有し、開業後3年以上継続して経営を行うことが見込まれる者であること。

(4) 1日に3時間以上の営業を週4日以上行い、原則、通年営業することが見込まれる者であること。(営業内容に季節性がある場合は、少なくとも6月以上営業することが見込まれる者であること。)

(5) 開業後、広告等を発行し、町民等に広く開業を周知する者であること。

(6) 美瑛町商工会(以下「商工会」という。)において起業相談を行った上で事業計画の作成等の支援を受け、商工会に入会する者であること。

(7) 補助金交付申請書を会長に提出した日が属する年度内において補助事業を完了し、かつ、開業することが可能な者であること。

(8) 市町村民税の滞納が無い者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

(1) 過去に商店街活性化事業補助金又は起業支援事業補助金の交付を受けた者

(2) 国、北海道その他の公的機関の起業支援制度等により補助金等の交付を受ける者

(3) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第19号)第2条第1項に規定する暴力団関係者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者

(5) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業

イ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

ウ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

エ 無人の店舗による事業

オ その他会長が適当でない判断する事業

(6) 単に家族又は親族間による既存事業の継承が目的と判断される事業計画により起業しようとする者

(7) 単に移転や改装、増築等が目的と判断される事業計画により起業しようとする者

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額は、別表に定めるところによる。

2 補助対象経費は、原則として町内事業者に支払う経費とする。ただし、町内で調達できない場合で会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は補助金交付申請書に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(美瑛町起業支援事業補助金審査会)

第7条 会長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、すみやかに美瑛町起業支援事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置し、事業計画の内容について審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 審査会の審査員は、10人以内で組織し、商工会役員、町内関係団体の職員やその他有識者等から、都度、会長が委嘱するものとする。

3 審査会の庶務は、商工会において処理する。

(補助金の交付決定等)

第8条 会長は、審査会での審査結果を補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は前項の決定に際し、申請者に条件を付することができる。

(事業計画変更等の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金に係る事業計画の内容を変更し又は中止しようとするときは、速やかに補助事業変更等承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて会長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更の決定等)

第10条 会長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容の可否を決定し、補助事業変更等承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書に、必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、次条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 会長は、第11条の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者が前条の規定による補助金確定通知書を受け取ったときは、すみやかに補助金交付請求書(様式第10号)を会長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し及び返還)

第15条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (4) 事業完了から3年以内に事業継続が不可能となったとき。
- (5) その他、会長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 会長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業遂行の報告及び義務)

第16条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後3年間、事業状況報告書(様式第12号)を会長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業完了後5年間保存しなければならない。
- 3 補助対象となった資産、設備等については、法定耐用年数期間中は転売してはならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月26日から施行する。
- 2 美瑛町商店街活性化事業補助金交付要綱は、廃止する。

- 3 この要綱の施行の日前に改正前の美瑛町起業支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定によりされた補助金の交付決定を受け、かつ、補助事業が完了していない者は、この要綱における補助金の交付決定を受けたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の日前に廃止前の美瑛町商店街活性化事業補助金交付要綱第11条第1項の規定によりされた補助金の交付決定を受け、かつ、補助事業が完了していない者は、この要綱における補助金の交付決定を受けたものとみなす。

別表

区 分	補助対象経費		補助率	補助限度額
		説明		
1 建物・土地 購入支援事業	建物購入費・土地 購入費	(1) 登録諸費や印紙代は補助対象としない (2) 住宅併用となる場合は、店舗分の面積を按分して算出する (3) 創業者の2親等以内の親族である者が所有する建物及び土地を購入する場合は補助対象としない	2分の1	1 から 5 の補助対象事業の交付申請額の合計が200万円。ただし、別紙の区域内で起業する場合は、100万円上乗せする。
2 店舗等改装 支援事業	工事費・修繕費	内外装、駐車場、サイン、給排水衛生設備、空調設備、電気機械設備その他これらに類する工事等費用を補助対象とする		
3 備品整備 支援事業	備品購入費	(1) 単品の金額が5万円以上のものを補助対象とする (2) 中古品も補助対象とする (3) 消耗品的要素が強いものは補助対象としない (4) 自動車やパソコン、事務機・椅子など汎用性が高いものは補助対象としない		
4 広告宣伝 支援事業	印刷製本費・ホームページ作成 委託費	サーバーの使用料等、経常的な費用は補助対象としない		
5 店舗等賃借 支援事業	建物及び土地賃借料（来客者用 駐車場用地を含む）	(1) 補助金の交付の決定を受けた日から2年間分を補助対象とする (2) 月額5万円を上限とする (3) 住宅併用となる場合は、店舗分の面積を按分して算出する (4) 敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用は補助対象としない (5) 創業者の2親等以内の親族である者が所有する建物及び土地を賃貸する場合は補助対象としない		
6 創業支援特 別融資制度保 証料支援事業	北海道信用保証 協会に支払う保 証料	上記1から4の事業を実施するために、創業支援特別融資制度を利用した場合に限る	10分の10	なし

